

国保だより

受診
無料

年に1回は特定健診（メタボ健診）を受けましょう!!

特定健診とは？

特定健診は自覚症状のない血管の傷みぐあい（動脈硬化）を確認することが大きな目的です。糖尿病・心臓病・脳卒中・透析などの原因である動脈硬化の兆候を知ることができ、これらを未然に防ぐことにつながります。

対象者は？

平成25年4月から平成26年3月までの期間に40～74歳になる長崎市国保加入者のかたです。（誕生日が昭和13年4月2日以降、昭和49年3月31日以前のかた）

自己負担は？

8,500円相当の健診が無料で受診できます。

健診項目は？

身体計測（身長・体重・腹囲等）・血圧測定・尿検査
血液検査（脂質・糖・肝機能・腎機能・貧血検査）

受診会場は？

市内の協力医療機関、または公民館などの集団健診会場
※医療機関で受ける場合は、電話で事前に受診できる曜日や時間帯を確認してください。（詳しくは広報ながさき4月号折り込みをご覧ください。）

受診の際は…

受診券と保険証を持参してください。受診券は4月初旬にお送りしています。届いていない場合は国民健康保険課までお問い合わせください。



国民健康保険歯科健診について

広報ながさき4月号の折り込み「平成25年度国民健康保険特集号」において、国民健康保険歯科健診の受診者募集記事を掲載しましたが、1カ所誤りがありました。受診期間を平成25年7月1日～平成25年3月31日と記載しておりましたが、正しくは平成25年7月1日～平成26年3月31日です。大変申し訳ございませんでした。これに伴い、再度募集記事を掲載させていただきます。たくさんのかたのお申し込みをお待ちしております。

●募集要領

対象者	長崎市国民健康保険にご加入のかたのうち次のかた ①一般（満18歳以上75歳未満のかた） ②幼児（満2～6歳の未就学児）
定員	200人（定員を超えた場合は抽選）
自己負担額	400円
検査内容	う蝕診査・粘膜診査・顎関節疾患及び保健指導
受診期間	平成25年7月1日～平成26年3月31日
受診方法	助成決定者へ医療機関一覧表を送付いたしますので、その中から医療機関を選び、直接予約してください。

※歯科健診を受診されたかたに対しては、虫歯予防のフッ素スプレーをお送りいたします。

●申し込み方法

下記必要事項をハガキまたは封書に記載の上、郵送にてお申し込みください。
申し込み締め切り：平成25年5月15日（水） ※当日消印有効

【必要事項】

- ①氏名（ふりがな）※幼児の場合は世帯主名も記入 ②住所 ③電話番号 ④性別
⑤生年月日・年齢 ⑥国民健康保険証の番号（記号ながさき 番号〇〇〇〇）
⑦対象者の区分（①一般または②幼児）

あて先：〒850-8685 長崎市役所国民健康保険課 管理係 健診担当行 ※住所不要

特定健診、歯科健診に関するお問い合わせは
国民健康保険課 管理係まで（☎：095-829-1225）

平成25年度の国保税の計算方法

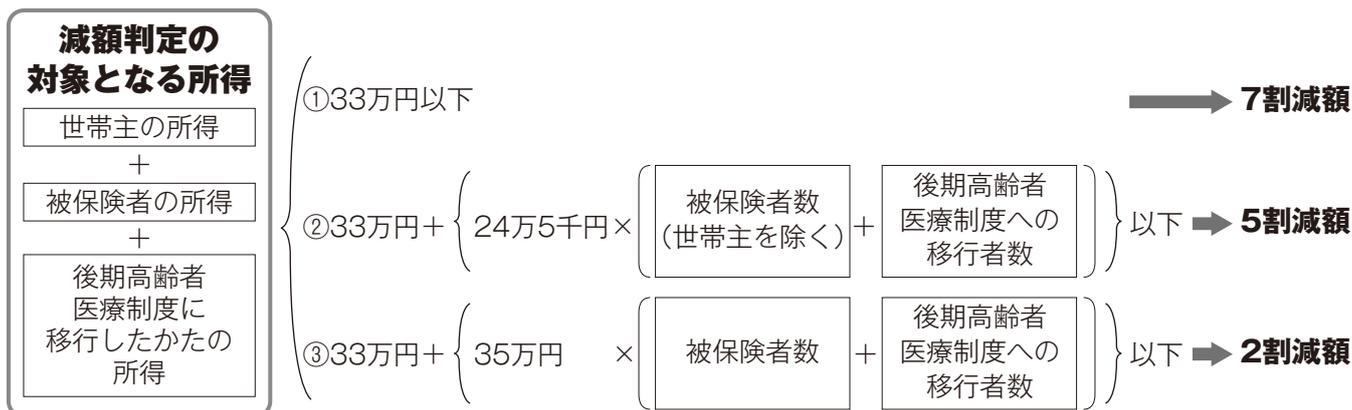
年 税 額		所得割額		均等割額		平等割額
基礎課税額 課税限度額51万円	=	課税標準額 ×8.1%	+	1人につき 24,800円	+	1世帯につき 18,400円
+		+		+		+
後期高齢者支援金等課税額 課税限度額14万円	=	課税標準額 ×1.5%	+	1人につき 4,800円	+	1世帯につき 3,500円
+		+		+		+
介護納付金課税額 課税限度額12万円	=	課税標準額 ×2.3%	+	1人につき 8,700円	+	1世帯につき 4,900円

※課税標準額…個人ごとに、総所得金額から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額が国保の課税標準額です。

※税率、課税限度額ともに平成24年度と変わりません。

減額制度について

前年中の所得が一定以下の世帯については、税負担を軽くするため均等割額と平等割額が次の割合で軽減されます。



後期高齢者医療制度への移行に伴う減額 (平成25年度から①②に一部変更があります)

- ① 後期高齢者医療制度に移行したかたがいた場合、移行後も同じ減額割合となるように、後期高齢者医療制度に移行したかたも含めて減額割合の判定をします。（移行したかたが転出したり、世帯主変更があった場合等は、再判定します）
【変更点】 これまで「移行後の5年間」としていた期間の制限が無くなりました。よって、平成20年度以降、後期高齢者医療制度に移行したかたがいる世帯は、引き続き後期高齢者医療制度に移行したかたを含めて減額割合の判定をします。
- ② 後期高齢者医療制度に移行し、残った国保被保険者が1人となる場合、平等割額（介護分を除く）が減額されます。
【変更点】 これまで「移行後の5年間半額減額」と期間を制限していましたが、5年経過後の3年間も、4分の1が減額されるよう、期間が延長されました。
- ③ 75歳以上のかたが会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者のかた（65～74歳）は新たに国民健康保険に加入し、保険税を納めるようになりますが、保険税のうち、所得割額が免除されるとともに、均等割額が半額となります。国民健康保険の被保険者が被扶養者であったかた（65～74歳）だけとなる場合には、平等割額も半額になります。 ※下線部については、7割・5割減額に該当する場合を除きます。

※減額制度については自動的に適用されますので、申請の必要はありません。

国保税の特別徴収(年金天引き)について

国保税の年金からの特別徴収(年金天引き)は、次の①～④のすべてに該当するかたが対象です。

- ① 国民健康保険に加入している65歳から74歳までの世帯主のかた
- ② 世帯の中の国民健康保険の被保険者が全員65歳から74歳であること
- ③ 特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受けとるかた
- ④ 国保税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象となる年金支給額の2分の1を超えないかた

※世帯の中に年度の途中で75歳になるかたがいる場合は特別徴収の対象とはなりません。

※年度の途中で税額の変更があった場合などには、普通徴収に切り替えることがあります。

対象となるかたについては、1年間の国保税額を6回に分けて、偶数月に支給される年金から天引きして納めていただきます。ただし、4月と6月は、年間の税額が確定していないため、前年度の税額をもとに仮徴収します。

8月以降は、確定した年税額から納付済の税額を差し引いた残りの額を4回に分けて徴収します。

平成25年度の特別徴収の対象となるかたについては、事前に通知書を送付しています。

口座振替で納付することもできます

国保税が特別徴収(年金天引き)となるかたは、お申し出により、口座振替により納付できます。これまで口座振替を利用されていなかったかたは、事前に金融機関で口座振替の手続きが必要です。

ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。また、申し出後、口座振替による納付ができないときは、年金からの天引きに変更することがあります。

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職されたかたへの国保税の軽減について

倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な事由により離職され、失業等給付を受けるかたについては、国保税が軽減されます。

【対象となるかた】

ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証により、

- 雇用保険の**特定受給資格者**(倒産・解雇による離職)
- 雇用保険の**特定理由離職者**(雇い止めなどによる離職)

いずれかの資格を有することを確認できるかた

【対象となる期間】

○平成22年3月31日以降離職されたかた……… 離職の翌日から翌年度末までの国保税を軽減

例)平成25年3月31日～平成26年3月30日離職のかた⇒平成25年度、平成26年度の国保税を軽減

例)平成24年3月31日～平成25年3月30日離職のかた⇒平成24年度、平成25年度の国保税を軽減

○平成21年3月31日～平成22年3月30日離職のかた………平成22年度国保税のみ軽減

対象となるかたは、国保税の算定にあたり、**前年の給与所得を30/100**として計算します。

◎**軽減例1**
世帯主(42歳)、妻(42歳)、子の3人世帯
世帯主の平成24年給与収入300万円
給与以外の所得はない場合
軽減前の年税額 322,000円 → 軽減後の年税額 95,700円

◎**軽減例2**
世帯主(42歳)のみの一人世帯
世帯主の平成24年給与収入200万円
給与以外の所得はない場合
軽減前の年税額 170,800円 → 軽減後の年税額 56,200円

※ 上記はあくまで、一例であり、世帯構成、給与以外の所得(年金、事業所得等)などによっても、年税額、軽減額は異なります。詳しくは、お尋ねください。

◆軽減を受けるためには、申請が必要です◆

雇用保険受給資格者証・国民健康保険被保険者証をご用意のうえ、ご相談ください。

国保税に関するお問い合わせは国民健康保険課 賦課係まで (☎: 095-829-1226)

医療費の支払いがどうしても困難な場合

災害および、事業や業務の休止などにより、世帯主の収入が一時的に減少し、医療費のお支払いが困難となった場合は、申請により医療費が免除される場合があります。

医療費のお支払いに関するご相談は国民健康保険課 給付係まで (☎ : 095-829-1136)

国保税の納付について

国民健康保険は、病気やけがなどの際の保険給付を、加入者それぞれが負担する国保税によって行う、支え合いの制度です。国保税は国保事業の大切な財源ですので、必ず納期限内に納付してください。

国保税を滞納すると

納期限を過ぎると、まず督促状が届きます。督促状にかかる税金等を完納しない場合には、差押などの滞納処分を受けることもあります。

また、保険証の更新時に、通常より有効期限の短い「**短期保険証**」が交付され、有効期限が切れる度に更新・納税相談を実施することになります。

特別な事情もなく納期限から1年以上滞納した場合、いったん保険証を返還していただき、代わりに「**資格証明書**」を交付します。

これは、国保の資格を証明するだけのもので、医療機関にかかるときには医療費がいったん全額自己負担となります。

納期限から1年6か月を経過すると、**国保の給付が全部または一部差し止められます。**

更に滞納が続くと、差し止めた保険給付額を滞納保険税に充てることとなります。

納税相談について

理由なく納付いただけない場合、**給与等の差押などの滞納処分を受けることがあります。**止むを得ない理由により納付が困難な場合は、徴収の猶予・分割納付の制度がありますので、**収納課**までお早めにご相談ください。

また、水害や台風などの天災、生活困窮、その他特別の事情があつて納付できない場合は、申請により国保税の全部または一部が免除される場合がありますので、**国民健康保険課賦課係**までご相談ください。

納税相談については収納課まで (☎ : 095-829-1130)

減免の相談は国民健康保険課 賦課係まで (☎ : 095-829-1226)

**国保税のお支払いは
便利で確実な口座振替で!**